

第2回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会 次第

日時：平成28年8月3日（水）

午後5時00分～

場所：市貝町役場 2階 大会議室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議 題

（1）市貝町の現状と課題について

（2）自治基本条例の前文（案）について

（3）次回（第3回作業部会）の議題について

4 その他

5 閉 会

〔配付資料〕

1 次第

2 資料1 「自治基本条例前文検討資料」

3 町に関する資料（町勢要覧、観光ガイド他）

第2回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会

前文検討資料(県内各市町条例・逐条解説)

- | | | |
|----|--------------|------------------------|
| 1 | 下野市自治基本条例 | (H26. 4. 1) … P 1 ～ 2 |
| 2 | 大田原市自治基本条例 | (H26. 4. 1) … P 3 ～ 4 |
| 3 | 真岡市自治基本条例 | (H26. 4. 1) … P 5 |
| 4 | 益子町まちづくり基本条例 | (H26. 4. 1) … P 6 |
| 5 | 栃木市自治基本条例 | (H24. 10. 1) … P 7 |
| 6 | 鹿沼市自治基本条例 | (H24. 4. 1) … P 8 |
| 7 | 矢板市自治基本条例 | (H23. 11. 1) … P 9 |
| 8 | 宇都宮市自治基本条例 | (H21. 4. 1) … P 10～12 |
| 9 | 高根沢町自治基本条例 | (H20. 6. 10) … P 13～14 |
| 10 | 日光市自治基本条例 | (H20. 4. 1) … P 15～17 |
| 11 | 芳賀町自治基本条例 | (H18. 4. 1) … P 18～19 |
| ※ | 市貝町民憲章 | … P 20 |

前文

わたしたちのまち下野市は、良好な住環境をもつ市街地と、緑豊かな農村集落が共存するまちです。

遠方に雄大な日光連山や筑波山を望み、南北には姿川、田川、鬼怒川が悠久の流れをたたえ、広大な平地が育まれてきました。風や光は空の広い大地に降り注ぎ、関東平野の豊かな土壌や、河川や地下水などの豊かな水資源が生産量日本一を誇るかんびょうなど農産物を実らせます。

下野市広域に築造された古墳群、奈良時代に建立された下野薬師寺戒壇院及び下野国分寺・国分尼寺跡、中世に築造された児山城・薬師寺城・箕輪城跡などの歴史的遺産が先人たちの英知とたゆまぬ努力により脈々と受け継がれてきました。

また、古くは東山道、近世には日光街道の宿場町として栄えたほか、近代には国道や鉄道がいち早く敷設されるなど、下野市は、古来交通の要衝として発展し、物資や人びとの交流が行われてきました。こうした文化は、現代にも息づき、歴史・文化などを共有する国内外の都市との交流が盛んに行われています。

更に、近年は、自治医科大学を中心に医療体制や研究機関が充実し、安全・安心なまちとして発展を続けています。

しかし、地方制度・行財政に関する国の制度改革、平成の市町村大合併、少子高齢化・人口減少などの時代背景や社会変化による影響をわたしたち市民も受けています。

そうした中、下野市は、平成18年1月10日、明治期以来の郡を越境した3町の対等合併により誕生したことから、三つの地域を越えた新市の自治体運営やまちの在り方を、市民一体となって創り出していかなければなりません。

また、わたしたちは、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓として、非常時に備えた防災体制の強化だけでなく、平常時からの多様なコミュニティづくりなど、自治の基礎づくりの大切さを学びました。

これからは、自然・歴史・文化などの恵まれた下野市の特性を更にいかし、人びとの営みを次世代へ引き継がなければなりません。そして、多様な世代が生き生きと暮らし、自律した市民による自立したまち、故郷として誇れるまちを目指し、下野市民憲章にうたうまちづくりを進める必要があります。

そのためには、市民、議会及び市がそれぞれの責任と役割を自覚し、「人権尊重」、「情報共有」、「市民参画」を基本原則とし、協働の精神のもと共に力を合わせて、明日の下野市を創造するための仕組みが必要です。

ここにわたしたちは、下野市の自治の理念である「市民が主役のまちづくり」を推進するため、下野市における自治の最高規範として、下野市自治基本条例を定めます。

【解説】

- ・ 自治基本条例の制定に当たっての考え方や想いを、市民、議会及び市が共有するために、前文を置きます。
- ・ 前文は、起承転結となる以下の4つの内容で構成しています。

起 (第1段落～第5段落)：下野市の特性

承 (第6段落～第7段落)：条例制定の背景

転 (第8段落～第10段落)：目指すべきまちのあり方

結 (第11段落)：条例制定の宣言

- ・ なお、前文の表記については、分かりやすく、親しみやすいように「です・ます」体で表しています。

【参考】下野市民憲章

わたしたちの郷土 下野市は、姿川と田川が生んだ豊かな土壌と、水・ひかり・風のおだやかな自然環境に恵まれています。

先人達は、ここに美しい田園の景観や古い歴史と伝統をはぐくみ、継承してきました。

わたしたちは、このふるさとを愛し、薫り高い文化を育て、住みよい田園都市をめざして、ここに憲章を定めます。

1 自然を大切にし みどりあふれる美しいまちをつくります

1 いのちを尊び 心の通う明るいまちをつくります

1 みんなで学びあい 文化のかおるまちをつくります

1 働くことをよろこび 暮らし豊かなまちをつくります

1 力をあわせ 夢がひろがるたのしいまちをつくります

4 解説

大田原市自治基本条例

前文

私たちの住む大田原市は、栃木県の北東部にあり、那須五峰から広がる那須野が原の扇状地に位置し、水と緑に囲まれた豊かな大地に生まれ、国指定天然記念物の「ミヤコタナゴ」や市指定天然記念物の「ザゼン草群生地」が見られ、日本有数の鮎の漁獲量を誇る那珂川をはじめ箒川や蛇尾川などの清流に恵まれています。この緑が豊かに広がる田園地帯は、様々な農産物が生産され、四季折々の美しい自然にふれられる風光明媚な土地です。

また、この地域は、日本最古の碑である国宝の「那須国造碑」など多くの史跡が存在し、古代から住民が生活をしてきた長い歴史をもち、江戸時代より受け継がれた城下町を礎としています。

私たちは、このような恵まれた自然環境の中で人々が助け合い、地域コミュニティを構築し、愛着と誇りをもてる豊かな生活や伝統文化を育み、自然と歴史と伝統を大切にし、先人から受け継がれてきた社会を次の世代に引き継いできました。

一方で、私たちを取り巻く社会環境は、核家族化や少子高齢化が進展しており、その制度設計について、再構築が求められています。

また、私たちは、平成23年に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故では、未曾有の大きな災害を体験しました。

私たち誰もが、人と人との絆を大切にし、安全で安心な生活を送り、生涯にわたり学ぶ喜びや生きがいのもてる、地域の特性を生かした魅力が息づくまちを強く望んでおり、これからは、震災等の経験を教訓として、生命と財産を守っていく必要があります。

大田原市に住み、働き、学び、活動する私たちは、自治によるまちづくり（以下「自治」という。）の担い手の一人としての責任を有しています。一人ひとりが地域社会の主役であることを十分に自覚し、お互いが個人として認め合い、尊重し合い、関わり合い、支え合い、助け合わなければなりません。

市民が自治や市政に積極的に参加し協働してこそ、自ら責任をもち、地域が自主的かつ自立的に決定していく地方自治を実現することができます。

ここに大田原市自治基本条例を大田原市の自治における最高規範として制定し、いつまでもこのまちに誇りと愛着をもち続けるため、市民が自ら主体的に自治に関わることができるよう、大田原市という自治体における運営の基盤となるルールを定めます。

私たちは、未来を担う子どもたちの小さなポケットの中に、夢と希望と誇りという宝が詰まっている地域の実現を約束します。

【解説】

前文では、市の自然や歴史、市が目指すところの自治のあり方、自治基本条例制定の趣旨、目的、基本原則などが述べられています。

第一段落から第五段落まででは、大田原市の概要として「自然」「歴史的経緯」「社会的な要請」「東日本大震災の経験」について書かれています。

第六段落では、大田原市（まち）に求められるものについて、第七段落と第八段落では、市民が自治の主体であることを宣言しています。

第九段落においては、自治基本条例を市の最高規範として位置付けることを明記し、第十段落では、次代への決意表明を行っています。

なお、前文は、市民に分かりやすく、親しみやすいように文末を「です・ます」で結んでいます。

また、住民自治の実現のためには、市民が主体性をもって宣言することが必要との考えに立ち、「私たち」として市民を主語とした表現を用いています。

【参考】

大田原市民憲章

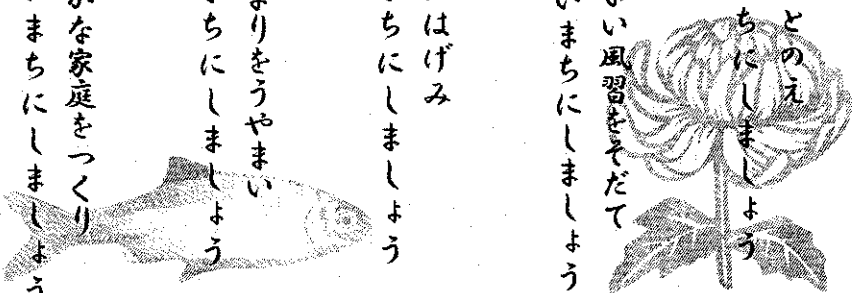
一 わたしたちは
自然を愛し 環境をととのえ
大田原を美しいまちにしましょう

一 わたしたちは
歴史と伝統を生かし よい風習をそだて
大田原を文化の高いまちにしましょう

一 わたしたちは
心身をきたえ 仕事にはげみ
大田原を豊かなまちにしましょう

一 わたしたちは
若い力をそだて としよりをうやまい
大田原を明るいまちにしましょう

一 わたしたちは
きまりを守り なごやかな家庭をつくり
大田原を住みよいまちにしましょう



昭和四十九年十一月一日制定

前 文

真岡市は、鬼怒川、小貝川、五行川の清流に育まれ、多くの先人の働きによって、歴史文化の遺産を受け継ぎつつ、豊かな自然と共存した郷土をつくり上げてきました。

この歴史を踏まえて、真岡市民は、誰もが自由平等で、人と自然の尊重を基本とし、将来にわたり安全で安心して暮らしていける魅力あるまちとして、次世代に引き継いでいかなければなりません。

公共の福祉を尊重しつつ市民の権利を保障するうえで、市民が主体となってまちづくりを進める必要があることから、ここに本市の自治の基本的な事項を定めるために、この条例を制定します。

また、この条例が目的とする自治を実現するためには、市は市民の信託に基づき、国や県と連携し、及び協力しながら、市政を運営するものとします。

私たち市民は、この条例によって、積極的にまちづくりに参画・協働し、共に生きる喜びを感じる地域社会を築いていきます。

【趣旨】

前文は、この条例の制定の背景や趣旨、基本的な考え方などを示しています。

【説明】

- ・前文は、この条例の趣旨を簡潔に表現しているだけではなく、解釈・運用の指針となるものです。各条文の解釈に疑義が生じた際には、この前文の趣旨に立ち返り、適切に運用していくことが必要です。
- ・第1段落では、真岡市の自然や歴史的成り立ちについて触れています。
- ・第2段落では、真岡市民が目指している一般的な目標を確認し、その真岡市を次世代に引き継いでいく責任を確認しています。
- ・第3段落では、公共の福祉を前提に、市民が主体のまちづくりを推進するために条例を制定することが宣言されています。
- ・第4段落では、条例が目的とする自治を実現するために、議会及び議員、市長などは、国、県と適切な協力関係を築きながら、効率のよい議会運営、市政運営を行うことを義務付けています。
- ・第5段落では、市民が主体のまちづくりを推進することが前面に出るよう、高らかに、市民自らが宣言する表現を用いて、まちづくりへの積極的な参画・協働を謳っています。

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 権利と責務(第5条—第7条)
- 第3章 まちづくり(第8条—第15条)
- 第4章 情報共有(第16条—第18条)
- 第5章 行政運営(第19条—第21条)
- 第6章 住民投票(第22条)
- 第7章 危機管理(第23条)
- 第8章 条例の見直し(第24条)

附則

前文

益子町は、四季折々の豊かな自然の恩恵を受け、八溝山系の里山にいだかれた穏やかなまちです。世界に誇れる益子焼や古き良き伝統文化、広く人々を受け入れる気質、郷土を愛する心など、これらは先人たちが築き継承してきた財産です。私たちは、この風土・文化・人とともに生きていくことに感謝し、次の世代へとつないでいきます。

私たちは、このまちが将来にわたって輝き続けるためにともに知恵を出し合い、笑顔と活力に満ちあふれるまちをつくっていきます。そのために、一人一人がまちづくりに参加する意識を高く持ち、自ら考え、互いを思いやり支え合い、人と地域のつながりを大切にし、心と力をあわせて行動していきます。

このような思いに基づき、私たちは、主体的なまちづくり、そして協働のまちづくりにより「子どもからお年寄りまで笑顔で暮らしていけるまち」を築くため、この益子町まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、益子町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、私たちが協働し、誰もが笑顔で暮らしていけるまちを築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私たち 町民、町議会及び町をいう。
- (2) 町民 町内に居住している者及び通勤し、又は通学している者並びに町内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 町 町長及び町の執行機関をいう。
- (4) 協働 町民、町議会及び町が互いの役割と責任のもと、まちづくりのためにともに考え、協力し、行動することをいう。
- (5) コミュニティ 町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として結ばれた自治会、ボランティア等の組織及び集団をいう。
- (6) まちづくり 誰もが笑顔で暮らしていけるまちを目指す公益的な活動をいう。

(基本原則)

第3条 私たちは、まちづくりにおいて、互いに尊重し、認め合い、協働することを基本とする。

(最高規範性)

第4条 この条例は、益子町におけるまちづくりの最高規範であって、まちづくりは、この条例の規定に基づいて実施されなければならない。

2 町は、条例、規則等の制定改廃並びに総合振興計画、その他の計画及び施策(以下「総合振興計画等」という。)の策定又は変更にあたり、この条例の規定に即し、かつ、適合させなければならない。

第2章 権利と責務

(町民の権利と責務)

第5条 町民は、まちづくりに参加する権利を有する。

2 町民は、町議会及び町の保有する情報を知る権利を有する。

3 町民は、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、町やコミュニティのまちづくりに参加

・ 解 説

前 文

わたしたちのまち栃木市は、栃木県の南部に位置し、太平山などの山々から関東平野を望む、緑豊かなまちです。

山々から湧きいずる悠久の流れが、豊かな田園を育み、広大な渡良瀬遊水地は数多くの動植物が生息する貴重な自然環境を形成しています。また、県名発祥の地としての歴史を有し、市内各所に蔵などの伝統的な建造物が数多く残り、地域の誇りとして大切に保存されています。

このまちに住み、働き、学び、活動するわたしたちは、それぞれの個性や立場を尊重し合い、地域の絆やコミュニティを大切にします。そして、地域の魅力や資源を活かしたまちづくりを推進し、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていきたいと考えています。

そのためには、市政の主権者である市民が、まちづくりや市政に積極的に参画し協働することが大切であり、市民の信託を受けた市長をはじめとする市の執行機関と議会は、その信託の重要さを十分に認識して市政運営に当たる責任があります。

わたしたちは、こうした市民を中心としたまちづくりや市政運営を行うことを「市民自治」と考え、その実現のために、市の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

前文では、最初に栃木市の概要を、次に栃木市民としての責務とまちづくりに対する考え方、次に市長や市議会の責務について述べています。そして最後に、市民を中心としたまちづくりや市政運営の実現のために、市の自治の最高規範としての「栃木市自治基本条例」を制定することを宣言しています。

現在の栃木市は、平成 22 年 3 月 29 日に旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町が合併して誕生し、その後、平成 23 年 10 月 1 日には旧西方町、平成 26 年 4 月に旧岩舟町と合併しました。

市内には、それぞれの地域において、先人が守り育ててきた自然、歴史、文化などの貴重な地域資源があります。新生「栃木市」においては、こうした地域の特性を十分に活かしたまちづくりの推進が期待されています。そして、市民を中心としたまちづくりや市政運営を行い、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていかねばなりません。

そのためには、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、自治の基本理念、基本原則、市政運営の原則などのまちづくりや市政運営の基本ルールを定めて、これを共通認識として、市民、市長、市議会が協力・連携していくことが必要であります。この基本ルールが自治基本条例です。

○市民自治

「地方自治の本旨」の片翼である「住民自治」のことであり、地方の運営は、その住民の意思によって行われるべきという考え方に基づく自治の形態。

○地方自治の本旨

憲法第 92 条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき、法律でこれを定める。」と規定がある。「地方自治の本旨」は、憲法に直接定義はされていないが、学説では、「住民自治」と「団体自治」が両翼となり構成しているとするものが一般的。

○団体自治

地方の運営は、国とは別の独立した団体（地方自治体）により行われるべきという考え方に基づく自治の形態。

鹿沼市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民自治及び協働（第5条—第9条）

第3章 市政及び議会（第10条—第12条）

第4章 情報の共有（第13条）

第5章 住民投票（第14条）

第6章 条例の見直し（第15条）

附則

私たちは、緑豊かな山林と清流に囲まれ、永く深い伝統文化を継承してきました。

これからも、人情味あふれる市民性を大切に、地域を守る心を育て、互いの「きずな」を深めながら、子どもや高齢者を始め、みんなが「鹿沼に住んで良かった」と思えるまちを目指していきます。

少子高齢化及び人口減少の時代を迎え、地域のことは地域で行うことが求められる中で、本市に合った行政運営の仕組みを築いていく重要性が増しています。

市民は、自分たちのまちのことは自分たちで決めて実行する「市民自治」を基本として、市及び議会と連携し、それぞれの役割及び責任を担い、協働のまちづくりを進めていきます。

市民が自分たちで地域を守ることは、災害の発生時等、いざというときに、互いを助け合い、支え合う大きな力になります。

私たちは、ここに、「まちづくりについてのみんなの約束」として、まちづくりの原則及び仕組みを定めた条例を制定し、明るい未来に向け、自治のまち鹿沼をつくっていきます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民一人一人の幸せの実現並びに市民自治及び協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

（この条例の位置付け）

第2条 この条例は、まちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、まちづくりに関する最高規範と位置付けます。

2 市民、市及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

3 市及び議会は、他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合性を図ります。

○矢板市まちづくり基本条例

平成23年3月22日

矢板市条例第5号

前文

矢板市は、美しい高原山に抱かれて、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることができます。

災害が少なく、交通の便にも恵まれ、住みやすい住環境を有する、すばらしいふるさとです。

私たちは、いにしえより先人たちが、守り育んできた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を更に発展させ、「矢板市に住んでよかった」と思えるまちとして、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち自身が地域社会の抱える課題を解決し、私たちのまちを住み良くするという、市民力あふれる自治の精神が旺盛なまちにしていくことが必要です。

そこで、地方分権の時代における市民、市議会及び市のそれぞれの役割と責務を明らかにし、矢板市の新たな自治の理念や基本的な仕組みを定め、市民が将来に夢と希望を持って、更に幸せに暮らせるまちの実現を図るため、矢板市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、矢板市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会及び市の役割と責務を明らかにし、市民自治の実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第3 各条文の解説

前 文

宇都宮市は、関東平野の北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の森を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきた。

近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けている。

この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人としての責任を有している。

さらに、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても責任を有している。

私たちは、この地において、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、地域に根差した新しい文化を求め、創っていこうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを築いていきたいと考えている。

また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を創っていききたいと考えている。

このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市のそれぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要である。

私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定する。

【解説】

「前文」は、条例の各本条の前に置かれる文章で、条例制定の趣旨・目的・基本原則を強調して宣言する必要がある場合に置かれるものです。そのため、「前文」は、基本的な事項を定める条例に多く置かれています。本市の条例においては、宇都宮市男女共同参画推進条例や宇都宮市環境基本条例にも前文が置かれています。

「宇都宮市自治基本条例」は、本市の自治を実現していく上で、最も基本的な事項を定めるものであるため、この条例にも前文を置きました。

前文では、本市の自然や歴史、本市が目指す自治のあり方、条例制定の目的を述べました。

また、前文は、必ずしも具体的な規定を定めるものではありませんが、条例の一部を構成し、各規定の解釈の基準を示すものです。

前文の各段落では、以下の内容を明らかにしています。

第 1, 2 段落

ここでは、宇都宮市の自然や歩んできた歴史を述べています。

宇都宮市は、広大な関東平野のほぼ北端に位置し、北西部に日光連山を仰ぎ、東南部に鬼怒川が流れ、豊かで美しい自然に囲まれた歴史あるまちです。



「宇都宮市中心部と日光連山」

第 3, 4 段落

ここでは、宇都宮市に住み、学び、働く私たちが、まちづくりの担い手としての責任ばかりではなく、環境問題その他の地球規模の課題に対する責任など、様々な責任を有していることを述べています。

私たちは、この宇都宮市ならではの幸せを求めて、住民として、または、働く人・学ぶ人としてこの地に集っています。そこには自然にまちが生まれ、私たちはまちの一員として、他の人々と協力し合って、幸せを目指さなくてはならないという責任を負っています。

さらに、私たちは、この宇都宮市という一地域のみならず、この地球の一員として、地球規模の課題に対しても、他の地域、他の国の人々とも協力していく責任を負っています。

第 5, 6 段落

ここでは、より住みやすいまちの構築と、思いやりのある社会の創造という、本市が目指すまちづくりのあり方を述べています。

私たちは、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、生きるために役立つ、地域に根差した新しい文化を求め、創り、受け入れることで幸せを感じており、そのような中、私たちみんなに共通する思いとして、より住みやすいまちを構築していくことを目指しています。

住みやすいまちの例としては、活力あるまち、環境に配慮したまち、新しい文化が創造されていくまちなどが挙げられます。

また、私たちは、まわりの人々に共感しながら日々の生活を送っており、自らの幸せを追求するだけでなく、やさしさを持ち、まわりの人々をも幸せにすることで自らも幸せになろうとしており、やはり私たちに共通する思いとして、よりやさしさ、思いやりに満ちた社会を構築していくことを目指しています。

思いやりのある社会の例としては、みんなが安全に、安心して幸せに暮らせる社会、多様な人々が対等の立場で互いに尊重し合い、支え合って共に生きていく共生社会などが挙げられます。

これらの住みやすいまち、思いやりのある社会を実現し、市民みんながさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくことができるように、私たちは公共的活動（第2条第2号参照）を行います。

このように、市民がさらに幸せに暮らしていくためには、みんなで公共的活動を行い「自治を担っていくこと」が重要であると、この条例では謳っています。

第7段落

ここでは、本市の目指すまちづくりを実現していくために必要な仕組みについて述べています。

自治を担う主体としては、市役所のほか、市民や自治会を始めとする地域活動団体、NPO・ボランティア等の非営利活動団体、事業者などが挙げられます。

多様化する市民ニーズに応えるためには、それぞれが役割分担し、人や物を大切にする精神（「もったいない」という心）を持って、人的資源、物的資源、制度的資源、知的資源等の各種の社会資源を利活用しつつ、協力しながら公共的活動を行っていく必要があります。

第8段落

ここでは、宇都宮市自治基本条例が制定されるに至った経緯を述べています。

この条例は、多種多様な主体が協力することによって運営される、私たちに最も身近な自治がどのようなものであるべきかを、自治の担い手である私たちが話し合った成果なのです。

高根沢町まちづくり基本条例の説明

前 文

私たちは、豊かな自然に恵まれ、伝統文化が息づく郷土高根沢を愛します。

今を生きる私たちは、先人から受け継いだ郷土高根沢をこれから生まれてくる子々孫々のために守り、希望のもてる町をつくる責任があります。

この責任を果たすため、私たち一人ひとは、自分にできることは何かを常に考え、主体的に行動するとともに互いを思いやり、助け合う「結いの心」を持って活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

このような思いに基づき、私たちと町がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを実現するため、ここに高根沢町まちづくり基本条例を制定します。

【趣 旨】

高根沢町まちづくり基本条例は、高根沢町のまちづくりにおける基本的な制度や権利などを定めるもので、町の最高規範に位置付けられます。

前文は、まちづくり基本条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、この中で、町の将来像や目指すべきまちづくりの理念とその手段、制定の決意について宣言的に定めています。

また、町民に親しみを感じていただくため、口語体「です・ます調」を取り入れ、できるだけやさしい表現を用いました。

【説 明】

第1段落

この段落は、豊かな自然と伝統文化が息づく故郷高根沢を大切にする思いを表現しています。

高根沢町は、郷土を愛する多くの先人の英知と努力の成果を受け継ぎながら発展してきました。先人の郷土愛から生まれる情熱なくして、現在の高根沢町はあり得ません。

ここでの「私たち」とは、高根沢町の自治を構成している、町民、町議会及び町の三者すべてを表現し、「愛」は故郷高根沢への郷土愛として捉えます。

第2段落

この段落は、今後の高根沢町のあるべき姿を明らかにします。

発展を願う多くの先人の努力によって築き上げられた郷土高根沢を、これから生まれてくる子々孫々のために、さらに安全で安心して暮らせる豊かな地域社会として守り、希望のもてる

町として後世に引き継いでいかなければならないことを記述しています。

第3段落

この段落は、第2段落で掲げた未来の高根沢の姿を実現するための手段を明らかにしています。

このまちに住み、集い、活動する町民一人ひとりが、希望のもてる町をつくる責任を果たすため、自分にできることは何かを常に考え主体的に行動すること、そして、お互いに助け合う「結いの心」をキーワードに、手間暇かけて活力あるまちづくりを進めることが必要であることを謳っています。

第4段落

最終段落は、これまで述べてきたことを受けて、町民、町議会及び町の三者がそれぞれの責任と役割を自覚し、よりよい関係の下、まちづくりの基本理念を共有して協働のまちづくりを実現するためにこの条例を制定することを宣言しています。

なお、ここでの「私たち」とは、町民と町との協働のまちづくりを目指すこと、主役は町民であることを強調するために、あえて町民の意で用いて先行表記し、町を次に表記しています。



《日光市まちづくり基本条例》の解説

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 各主体の権利と責務（第4条－第7条）
- 第3章 情報共有（第8条－第10条）
- 第4章 まちづくりへの参画（第11条・第12条）
- 第5章 協働（パートナーシップ）体制の整備（第13条－第15条）
- 第6章 まちづくり団体（第16条－第18条）
- 第7章 住民投票（第19条）
- 第8章 行政及び財政の運営（第20条－第22条）
- 第9章 危機管理（第23条）
- 第10章 連携（第24条－第26条）
- 第11章 条例の位置付け（第27条・第28条）
- 附則

私たちのまち日光市は、四季折々の豊かな自然、そして歴史を語る文化遺産・産業遺産など、世界に誇る多くの財産や多様な観光・地域資源を有しています。

そして、先人たちはこの恵まれたまち日光に誇りを持ち、心をひとつにこの貴重な財産を守り育ててきました。

“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい。”

時の流れとともに見失いつつある「心」。私たち日光市民は、先人の残してくれた自然や文化、産業などの貴重な恵みを生かしながら、未来にわたって愛し続けることができるまち“心を感じるまち日光”を力を合わせて創っていかなければなりません。

“私たちにできることがある。私たちがすべきことがある。”

それは、まさに市民一人ひとりが自ら考え、決定し、行動すること、すなわち、主体的にまちづくりに関わることです。

私たちは、このまちづくりを通して、人と人との絆の大切さを再認識し、豊かな心を育て、互助の精神を身につけた元気な市民となることです。子どもからお年寄りまでのみんなの元気、私たちの暮らす地域の元気、それが日光市の元気へとつながって、市民自治のまちの実現に向けた大きな力となるのです。

私たちは日光を愛する市民として、一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創るため、日光市の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

次ページ「前文イメージ図」参照

前段（日光市のイメージ・日光らしさ）

≪日光市の貴重な財産≫

日光国立公園に代表される多様な自然資源

ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」
高山植物の宝庫「鬼怒沼湿原」
溪谷美を誇る「鬼怒川」「渡良瀬川」
ふるさとの風景が残る「里地の景観」

歴史を語る文化資源・産業資源

世界遺産「日光の社寺」
唯一の特別天然記念物、特別史跡二重指定「日光杉並木街道」
日本の近代化を支えた「足尾銅山施設」

多様な観光・地域資源

全国有数の温泉地「鬼怒川温泉」
「川治温泉・湯西川温泉・奥鬼怒温泉郷・日光湯元温泉」
＊農業・工業・商業など・・・様々なもの全て

～先人たちの想い～

○ 「ふるさと日光」に対する誇り

人と人とのつながりのなかで心をひとつに守り育んできた財産・伝統・文化

私たちのまち、ふるさと「日光」は

どのようなまちでありたいか・・・

“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい”

文明の発達に伴って「心」が忘れ去られている現代社会
今、失われているのが日本人の心

心とは・・・

すべての土台となるもの・・・育てるもの・・・将来の日光を守るためのもの・・・

私たちの想いは・・・

先人の残してくれた貴重な財産を守り、活かしていきたい

これからの子どもたちのために、未来に向かって愛し続けられるようなまちでありたい

そのために・・・

心を感じるまち「日光」の実現

を目指したい

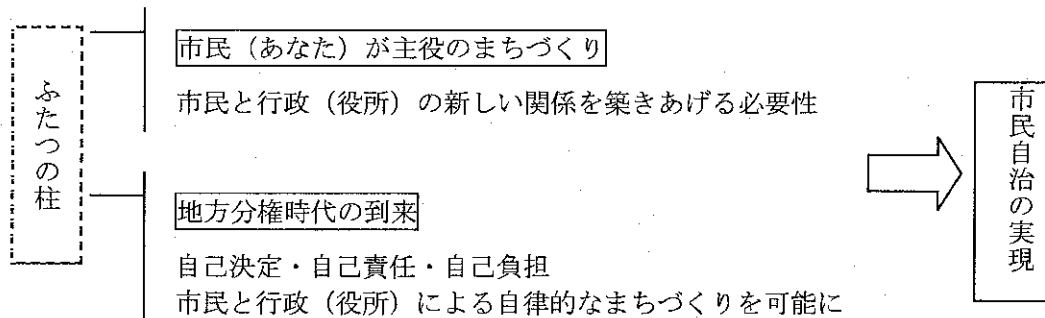
そして、「国際観光文化都市」として、訪れる人（観光客）にもそう感じてもらいたい・・・

そのために、私たち日光市民は

どうしていきべきなのか・・・

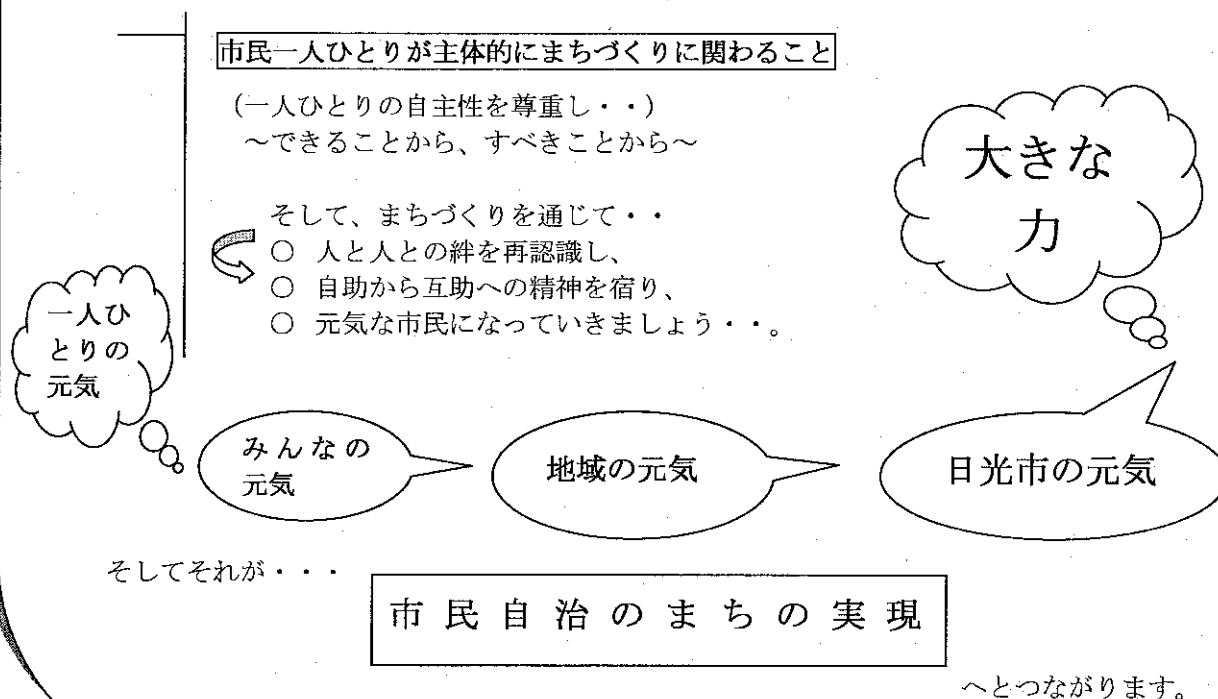
“私たちにできることがある。私たちがすべきことがある。”

条例制定の背景



＊市民自治とは・・・「市民一人ひとりが自ら考え、決定し、行動すること」

～市民自治の実現に向けて必要なこと、それは・・・～



後段（条例制定のねらい）

“一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創る”

- 日光市の最高規範としての条例であり・・・
- 心をキーワードに・・・
- 市民がこの条例とともに自治意識の心を高め、成長していくことを期待し・・・
- この条例は不変のものではなく、成長した市民によって更なる成長を・・・

芳賀町まちづくり基本条例と解説

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 町民の役割と責務（第5条―第7条）

第3章 議会の役割と責務（第8条）

第4章 町の役割と責務（第9条―第11条）

第5章 町政運営の基本原則

第1節 計画策定等の手続（第12条―第14条）

第2節 評価の実施（第15条）

第3節 財政（第16条・第17条）

第4節 説明責任等（第18条・第19条）

第5節 広域連携（第20条）

第6章 住民自治のあり方

第1節 まちづくりへの参画（第21条―第23条）

第2節 住民投票制度（第24条―第26条）

第3節 まちづくり委員会（第27条）

第7章 団体自治のあり方（第28条・第29条）

第8章 その他（第30条―第32条）

附則

（前文）

芳賀町は、先人のたゆみない努力の中で歴史を刻み、郷土を愛する多くの人々の英知に支えられて、今日の繁栄を迎えています。わたしたちは、この美しい田園風景と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、わたしたちのまちを誇りと自信を持って次世代に引き継ぐためにも、自らの手で、自らの責任で、主体的にまちづくりにかかわっていく必要があります。

多様化する今日の地方自治にあつては、町民が自治の主体としてその役割を自覚し、まちづくりに参画しなければなりません。

わたしたちは、ここに芳賀町のまちづくりの理念を明らかにし、町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、町民主体のまちづくりを目指すため、また芳賀町の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

まちづくり基本条例は、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つもので、地方分権を進める中での新たな概念です。町民の権利保護やそのための制度保障など自治実現のための基本となる条例として、また自治の本旨（住民自治及び団体自治）を法的側面から支える条例です。

また、本条例は憲法で規定している主権在民（前文）、基本的人権（第11条）

と公共の福祉並びに幸福追求権（第13条）等の各原則を受け、その政策目標実現のため自治体の「自治の理念と政策の基本原則及びその手続」を規定するものです。

よって、本条例は自治体の基本法であり、憲法第92条に規定する「自治の本旨」を直接受けているものといえます。本条例と他の条例との法的な性格は、憲法と法律との関係の理論を適用することができ、他の条例より上位にあり、他の条例が本条例に従わなければならないという拘束力を有するものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、芳賀町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責務並びに議会と行政の責務を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とします。

【解説】

本条例は、町民、議会、行政の役割を明確にし、町民主体のまちづくりを将来にわたって実践していくために制定するものです。「まちづくりに関する基本的な事項」とは、情報の共有、町民参画、協働を中心とするさまざまな理念、わたしたち町民の権利や責務、制度などをいいます。「自治の実現」とは、地方自治の本旨の実現を究極の目的としており、そのためにはわたしたち町民が主体的にまちづくりに関わっていかねばなりません。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとします。

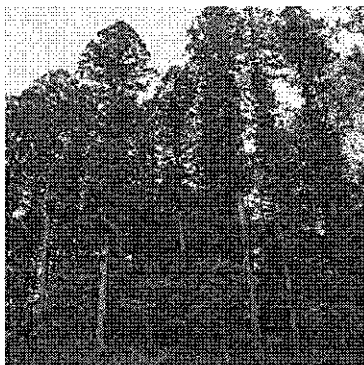
- (1) 町民 まちづくりの主体であり、原則として芳賀町に住み、働き、学ぶすべての人及び町内に事務所を有する法人その他の団体をいいます。
- (2) 議会 議会及び議員とします。
- (3) 行政（以下「町」という。） 町長、各執行機関、出資法人及びその職員とします。
- (4) 住民自治 町民の意思を基本として、施策を行うことをいいます。
- (5) 団体自治 町が、自己の事務を自己の責任で処理することをいいます。
- (6) 協働 町民・議会・町の各主体が、互いに尊重し合い責務を共有し、連携してまちづくりに取り組むことをいいます。
- (7) 参画 町が実施する施策や事業等（以下「町の仕事」という。）の計画策定、実施、評価等の各段階に町民が主体的に参加することをいいます。
- (8) コミュニティ 町民一人ひとりが互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として結ばれた自治会、行政区、ボランティア等の組織及び集団をいいます。

（基本原則）

—— 市貝町民憲章 ——

市貝町は、緑豊かな自然に恵まれ、
古くから文化のひらけた町です。
わたくしたちは、このふるさとに誇りを持ち、
愛と感謝に満ちたより美しく住みよい町を
つくるために、この憲章を定めます。

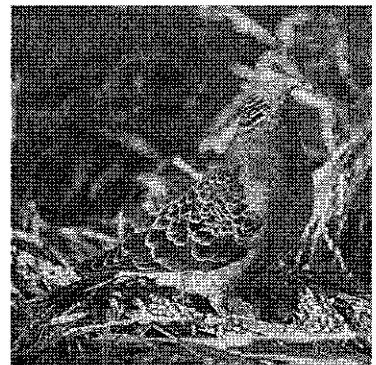
- 1 郷土を愛し、すべてのものを大切にする
心を育て、美しい町をつくります。
- 1 祖先をうやまい、若い力を育て、
伸びゆく町をつくります。
- 1 健康な心と体を鍛え、教養を深め、
文化の高い町をつくります。
- 1 勤労を尊び、産業を興し、豊かな町を
つくります。
- 1 きまりを守り、互いに助け合って、
平和な町をつくります。



町の木・杉



町の花・菊



町の鳥・キジバト